

佐世保市内の保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドライン

1. 目的

台風や大雨により避難情報が発令された場合、保育施設等〔保育所／幼稚園／認定こども園／地域型保育事業所／地域子育て支援センター／病児保育室／子ども発達センター（診療部門・児童発達支援）／すずのこ園／放課後児童クラブ／児童センター／児童交流センターことひら／ファミリーサポートセンター〕においては、利用者や職員の生命と身体の安全を守るための早急な判断と対応が求められることから、近年頻発する豪雨災害や、台風の接近に備え、佐世保市内における保育施設等の対応基準について、ガイドラインとして示すもの。

2. 市民がとるべき行動

発令される警戒レベル等の情報により、市民がとるべき行動は次のとおり。

なお、乳幼児は、災害対策基本法及び内閣府が公表する「避難情報に関するガイドライン」に基づき、【警戒レベル3／高齢者等避難】が発令された時点で避難行動をとるべき「要配慮者」として判断する。

気象庁等の情報

状況	防災気象情報 (警戒レベル相当)
災害発生 又は切迫	レベル5氾濫特別警報 レベル5大雨特別警報 レベル5土砂災害特別警報 レベル5高潮特別警報
災害の おそれ高い	レベル4氾濫危険警報 レベル4大雨危険警報 レベル4土砂災害危険警報 レベル4高潮危険警報
災害の おそれあり	レベル3氾濫警報 レベル3大雨警報 レベル3土砂災害警報 レベル3高潮警報
気象状況 悪化	レベル2氾濫注意報 レベル2大雨注意報 レベル2土砂災害注意報 レベル2高潮注意報
今後気象状況 悪化のおそれ	

佐世保市は
防災気象情報
等を参考に
避難情報を発
令

佐世保市が発令する避難情報

警戒 レベル	行動を促す情報	住民がとるべき行動
5	緊急安全確保 ※可能な範囲で発令	生命を守るための最善の行動をとる。
4	避難指示	・危険な場所から全員避難。 ・立退き避難がかえって危険と判断される場合は、近隣の安全な場所や建物内のより安全な部屋へ避難する。
3	高齢者等避難	・危険な場所から要配慮者は避難 ・要配慮者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど ・普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
2		・ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認
1		・最新の防災情報等に留意するなど、災害への心構えを高める

3. 発令時の対応

「2. 市民がとるべき行動」の情報を踏まえ、佐世保市が発令する警戒レベル3から警戒レベル5までの避難情報について、当該避難情報の発令区域内に所在する保育施設等がとるべき対応基準は、次のとおりとする。

○：開園・開所 △：登園自粛(施設待機)・臨時休園(所)を検討 ×：臨時休園(所)

災害種別	豪雨災害、台風(暴風)など									
施設区分	警戒レベル1		警戒レベル2		警戒レベル3 (高齢者等避難)		警戒レベル4 (避難指示)		警戒レベル5 (緊急安全確保)	
	登園前	登園後	登園前	登園後	登園前	登園後	登園前	登園後	登園前	登園後
・保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×
・地域子育て支援センター										
・病児保育室										
・子ども発達センター (診療部門・児童発達支援)										
・すぎのこ園										
・放課後児童クラブ										
・児童センター										
・児童交流センターことひら										
・ファミリーサポートセンター										

1) 夜間・早朝等、開園時刻までの間に発令された場合

警戒レベル(避難情報等)	避難情報発令区域内にある保育施設等の対応基準
警戒レベル5 緊急安全確保	臨時休園(所) ・保護者に、休園(所)する旨の連絡。
警戒レベル4 避難指示	
警戒レベル3 高齢者等避難	登園自粛及び休園(所)の検討 ・保護者に、施設の対応についての連絡。

【留意事項】

- ◇正午までに警戒レベルの引き下げ、または解除がなされ、開園(所)可能と判断する場合は、受け入れ態勢が整い次第、その旨を保護者へ連絡する。
- ◇開園(所)時刻までに警戒レベルが下げられたり、発令が解除されたりした場合でも、危険が差し迫った状況にある場合は対応を継続する。
- ◇施設長の判断で休園(所)を決定した場合は、佐世保市にその旨を報告する。(以後、再開する場合も同様)
- ◇局地的な大雨等により一部地域に避難情報が発令された場合においては、地域ごとに上表のとりの対応とする。

2) 開園時間中に発令された場合

警戒レベル(避難情報等)	避難情報発令区域内にある保育施設等の対応基準
警戒レベル5 緊急安全確保	・あらかじめ保護者に周知している避難場所へ児童を速やかに避難。 ただし、他の避難場所又は施設内が安全と判断した場合は、その場所に避難させるか、施設内にとどまり必要に応じて垂直避難等の最善の対応を図る。 ・保護者への状況連絡と、“保護者の安全を最優先”に、できるだけ速やかなお迎えを依頼する。
警戒レベル4 避難指示	
警戒レベル3 高齢者等避難	・保護者へ警戒レベル3相当の情報が発令された旨の連絡。 ・事態の悪化を考慮し、避難行動の準備を行う。 ・危険を感じたら速やかに避難場所への避難や施設内での垂直避難など最善の避難行動を開始するとともに、保護者への状況連絡と、“保護者の安全を最優先”に、できるだけ速やかなお迎えを依頼する。

【留意事項】

- ◇警戒レベルが下げられたり、発令が解除されたりした場合でも、危険が差し迫った状況にある場合は対応を継続する。
- ◇施設長の判断で休園(所)を決定した場合は、佐世保市にその旨を報告する。(以後、再開する場合も同様)

4. 保護者および職員への周知

- ・保育施設等は、本ガイドラインを参酌の上、避難情報発令時の休園等の基準策定に努め、園だより等の文書やメール配信等の方法で保護者へ周知を行う。
- ・保育施設等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難後の子どもの引き渡し方法等をあらかじめ策定し、保護者への周知及び職員間の情報共有に努める。

5. 避難情報の取得

- ・佐世保市防災情報メールに事前に登録しておくことで、災害発生時にメールで情報が配信されるため、あらかじめ登録しておく。
登録方法等については以下のホームページを参照。

(https://www.city.sasebo.lg.jp/bousai/20161201saigaijohohaishin_mail.html)



- ・防災行政無線の放送内容を屋内で聞くことができる「防災ラジオ」を、要配慮者施設へ無償で1台貸与している。
申請等については以下のホームページを参照。

(<https://www.city.sasebo.lg.jp/bousai/bousairajio.html>)



- ・「警戒レベル」は気象庁が発表する気象警報等を参考に佐世保市が発令するものであり、気象警報が発表されたとしても、必ずしも当該気象警報に相当する「警戒レベル」が発令されるものではない旨に留意すること。

6. ガイドラインの運用

- ・避難情報が発令又は解除等された場合、災害の規模や様態、停電等を含む施設の被害状況（予見される場合を含む）、施設の立地条件や周辺状況、職員の参集状況等を把握したうえで、施設長の判断により本ガイドラインと異なる対応をとることを妨げるものではない。
- ・本ガイドラインは令和3年7月9日から運用を開始し、内容については必要に応じて適宜、見直しを行うことができるものとする。

（履 歴）

- ・令和3年7月9日 運用開始
- ・令和8年7月10日 一部改定

